

# 裁 決 書

審査請求人

上記審査請求人から平成20年3月11日付けで提起された[ ]福祉事務所長（以下「処分庁」という。）が行った平成20年2月27日付け[ ]第[ ]号による生活保護申請却下処分に関する審査請求について、次のとおり裁決する。

## 主 文

本件審査請求に係る処分庁がした生活保護申請却下処分は、これを取り消す。

## 理 由

### 1 審査請求人の主張

審査請求人の請求の趣旨は、処分庁がした平成20年2月27日付けの生活保護申請却下処分（以下「本件処分」という。）の取消しを求めるもので、その理由は、「住宅ローンは兄が支払っていますので、私には何の関係もありません。毎日の食事にもこまっています。電気も止まって生活が出来ません。」という点にある。

### 2 処分庁の弁明

処分庁の弁明の趣旨は、本件審査請求を棄却するよう求めるもので、その理由として、「法の趣旨に照らし、本件申請は、請求人が真に急迫している場合等を除き、原則却下せざるを得ないものであると判断した。また、請求人の急迫状態についても検討を行ったが、真に急迫状態にあったとは言えないと判断した。

これをもって、請求人の生活保護申請は、ローン付住宅の保有により却下する、との処分を行ったものである。

よって本件処分は、法の趣旨に基づき、適切に決定されたものであり何ら違法又は不当な点はない」と述べている。

### 3 審査庁の判断

## (1) 認定事実

調査したところ、次の事実が認められる。

ア 平成20年2月7日、処分庁は請求人からの平成20年2月7日付け生活保護申請を受理した。

イ 平成20年2月8日、処分庁の職員が請求人宅を訪問して、請求人及び請求人の兄と面接し、生活保護法（昭和25年法律第144号。以下「法」という。）の趣旨及び権利義務について説明した。また、この時に請求人の保有する家屋が2世帯住宅であり、兄と請求人は別世帯であること及び請求人の兄には生活保護申請の意思がないことを確認した。

ウ 平成20年2月18日、請求人が処分庁に来所。処分庁の職員が電気、ガスが止まっていること、水道は請求人の兄が支払っているため、止まっていないこと、お金は友人に借りたり、主治医に借りたりしていることを確認した。

この時請求人は、請求人の亡父名義の土地は兄の名義にしたいと考えていること、家屋は請求人の名義であるが、名義変更が可能であれば請求人の兄に変更しても構わないと処分庁の職員に説明した。

エ 平成20年2月25日、処分庁はケース診断会議を開催した。その結論は次のとおりであった。

## (ア) ローン付き住宅について

請求人はローン付き住宅を保有しており、そのローンについては平成17年7月に繰り延べが実施され、返済期間も49年と長期間であるため、保有を認めることのできる要件に該当せず、生活保護申請を却下する。

## (イ) 生活困窮の急迫状況について

請求人は2月18日に処分庁に来所した際、電気とガスが止まっているという話をしていた。また、免許更新が■月■日までであるため、免許更新代がないため、それまでに保護の要否の判断をして欲しいと言っていた。しかし、2月22日に処分庁に来所した際は、免許更新に行った帰りだと言っていた。また、2月6日面接相談のために処分庁に来所した際に、「朝まで友人と酒を飲んでいて。」と言い、飲酒のうえ来所していた経緯もある。収入はないが、友人などからの援助があっている様子であり、先の稼働能力調査のとおり、就労は可能であり、現在求職活動中であるが仕事が見つからないだけで入院等の必要性もなく、生活の困窮状態が急迫した状況とは言えない。



オ 平成20年2月27日、処分庁の職員が求職活動の確認のため請求人宅を訪問した。この時に電気やガスは止まったままかと処分庁の職員が尋ねたところ、「主治医よりお金を借り、1ヶ月分だけ滞納分を払い、電気やガスを使用できるようにした。」と請求人は回答した。

カ 処分庁は平成20年2月27日付けで請求人の生活保護申請を却下した。

(2) 判断

ア 本件処分の理由として、保護決定通知書には「ローン付き住宅保有のため却下」とのみ記載されており、請求人の稼働能力のことが弁明書では言及されているものの、却下理由とはなっていないため、ローン付き住宅の保有を理由として却下したことが妥当であったかという点について判断を行うものとする。

イ 生活保護法第4条第1項は、「保護は、生活に困窮する者が、その利用しうる資産、能力その他あらゆるものを、その最低限度の生活の維持のために活用することを要件として行われる。」と規定しており、この規定や国民の最低限度の生活を保障するとした生活保護法の目的に照らして、ローン付住宅の保有者に対しては、原則として生活保護の適用を行うことができないとされている。ただし、ローンの支払いの繰り延べ（償還の猶予）が行われている場合、又はローン返済期間が短期間で、かつローン支払額も少額である場合においては例外的に取り扱って差し支えないとされている。

ウ 本件処分は、請求人が保有する住宅に多額のローンが残っていること、そのローンが平成17年7月に繰り延べを実施したことにより繰り延べが不可であること、また償還期間が49年と長期間であることを理由として保護申請を却下したものである。

現在、ローンの返済は、請求人が払えなくなったため平成17年8月から請求人の兄が新たに債務者に加わり（重疊的債務引受）、支払っているものの、処分庁は、「保護を開始した場合、当該住宅に居住する請求人も、当然にローンの支払いをする義務があるのであるから、生活に充てられるべき保護費からローンの返済を行うことは容易に推察される。よって、「本件申請は、請求人が真に急迫している場合等を除き、原則却下せざるを得ないものである。」としている。

エ しかしながら、「ゆくゆくは亡き父名義の土地を兄に変更したいと考えている。家屋は主名義であるが名義変更できるのであれば、兄に名義を変更しても構わない」と処分庁の職員に対して請求人が説明して

いることからすると、請求人は生活保護を受けるにあたって、家屋を手放すことはやむを得ないと考えていると判断でき、生活に充てられるべき保護費から直ちにローンの返済を行うことは容易に推察されるとの処分庁の判断は根拠のないものである。もし、その可能性が考えられるのであれば、保護費からローンの返済を行わないよう保護開始の際に指導すべきであり、そのことをもって申請却下の理由とするのは、失当と言わざるを得ない。

なお、本件については、債務引受により兄がローンの支払いを行っているものの、名義は請求人であることから、住宅の保有を否認して処分指導を行い、住宅の処分後に法第63条を適用し、保護費との精算を行うことを検討すべきであったと考えられる。

また、処分庁は急迫状態とは言えないと判断し、保護申請を却下したと主張するが、そもそも法を適用するか否かの判断は、保護の要件を満たしているか否かによって行うべきであり、急迫状態にあるか否かの判断とは別の問題である。さらに、弁明書等から確認できる事実からは、保護の要件を満たさないとする明確な根拠は認められないものである。

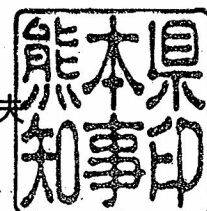
オ 従って、本件処分は最低生活の維持が可能であるという確証が得られていないにもかかわらず申請を却下しているが、請求人の生活状況やローン支払いの実態に即した判断がなされておらず、不当というべきものである。

以上、審査請求人の本件審査請求は、理由がある。

よって、行政不服審査法（昭和37年法律第160号）第40条第3項の規定により、主文のとおり裁決する。

平成20年5月16日

熊本県知事 蒲島郁夫



教 示

この裁決に不服があるときは、この裁決があったことを知った日の翌日から起算して30日以内に、厚生労働大臣に対し再審査請求をすることができます。

ただし、裁決があったことを知った日の翌日から起算して30日以内であっても、裁決があった日の翌日から起算して1年を経過すると再審査請求をすることができなくなります。

また、この裁決については、この裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、この裁決の前提となる本件処分をした処分庁の所属する[ ]を被告として(訴訟において[ ]を代表する者は[ ]長となります。)処分の取消しの訴えを、又は熊本県を被告として(訴訟において熊本県を代表する者は熊本県知事となります。)この裁決の取消しの訴えを提起することができます。ただし、裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、裁決があった日の翌日から起算して1年を経過すると本件処分又は裁決の取消しの訴えを提起することができなくなります。

